

防大教第774号
平成12年7月21日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

共同利用器材運営部会の設置について（通達）

改正 平成19年1月9日防大総第7号 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

教育研究環境整備委員会（以下「委員会」という。）の部会として、共同利用器材の運営に関する事項を審議するため、共同利用器材運営部会（以下「部会」という。）を置く。

2 構成

部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 部会長 教務部長

(2) 部会員

ア 理工学研究科長

イ 共同利用器材の管理及び運営について（通達）（防大教第127号59. 2. 27）第4項に基づき指名された各室長

3 運営

部会長は、必要に応じ部会を召集し、会務を統括する。

4 委員会に対する報告

部会長は、部会で審議が終了した事項を、委員会に報告するものとする。

5 庶務

部会の庶務は、教務課において行う。

6 委任規定

この通達に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。